

地方公共団体のための グリーン購入及び環境配慮契約の 取組事例集

(令和5年度グリーン購入及び環境配慮契約の取組拡大・深化のための実務支援事業)

令和6年3月
環 境 省

目 次

はじめに	1
1. 概要	2
1. 1. グリーン購入の一般的な実践フローと令和5年度の実務支援の事例	2
1. 2. 環境配慮契約の一般的な実践フローと令和5年度の実務支援の事例	3
2. 事例1－南足柄市（神奈川県）	4
2. 1. 取組概要	4
2. 2. 調達方針策定－現状把握から、グリーン購入調達方針を策定する	5
（1）取組の位置づけ	5
（2）対象品目・調達基準	6
（3）物品の調達方法	7
（4）実績把握・公開方法	8
3. 事例2－阿南市（徳島県）	9
3. 1. 取組概要	9
3. 2. 調達方針策定－現状把握から、グリーン購入調達方針を策定する	10
（1）取組の位置づけ	10
（2）対象品目・調達基準	11
（3）物品の調達方法	12
（4）実績把握・公開方法	14
4. 事例3－鎌倉市（神奈川県）	15
4. 1. 取組概要	15
5. 2. 手順書の作成－現状の把握から手順書（案）の検討	16
（1）取組の位置付け	16
（2）グリーン購入に関する各課からの問い合わせ	17
5. 事例4－柏市（千葉県）	18
5. 1. 取組概要	18
5. 2. 調達方針策定－現状把握から、グリーン購入調達方針を策定する	19
（1）取組の位置づけ	19
（2）対象品目・調達基準	20
（3）物品の調達方法	21
（4）実績把握・公開方法	22
6. 事例5－会津若松市（福島県）	23
6. 1. 取組概要	23
6. 2. 契約方針策定－現状を把握する	24
（1）現在の電力契約の種類	24
（2）現在の実施体制	24
（3）現在の評価項目	25
（4）現在の運用手順	25

はじめに

地球温暖化問題や廃棄物問題等、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠です。物品及び役務に伴う環境負荷についても低減していくことが急務であり、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした製品やサービス（環境物品等）への需要の転換を促進していかなければなりません。

そのためには、環境物品等の供給を促進する供給面の取組だけでなく、環境物品等の優先的な調達による需要面の取組も必要です。環境物品等の優先的な調達は、環境物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、更なる環境物品等の調達を促進する（グリーン化）という継続的な波及効果を市場にもたらします。また、環境物品等の率先調達は、調達者自身の環境負荷を下げるだけでなく、供給側の企業に環境物品等の提供を促し、経済・社会全体をグリーン化する可能性を持っています。

このような背景から、国及び独立行政法人等の各機関では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）及び「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）に基づき、率先的にグリーン購入及び環境配慮契約を行っており、市場に一定の効果をもたらしています。

グリーン購入法及び環境配慮契約法においては、地方公共団体等もグリーン購入及び環境配慮契約の取組に努めることとされており、国及び独立行政法人等の機関とともにグリーン購入及び環境配慮契約を行うことで、市場のグリーン化を更に推進することが期待されます。

一方、環境省で実施した地方公共団体を対象としたアンケート結果によると、地方公共団体においてグリーン購入及び環境配慮契約に取り組もうとする場合、人員や参考情報の不足を課題と感じられていることが多い状況です。

そのため、環境省では、平成 26 年度からグリーン購入法及び環境配慮契約法に関する知識または経験を有する者を希望される地方公共団体へ派遣し、グリーン購入及び環境配慮契約の取組の実務支援事業を行っています。令和 5 年度は当該事業を全国 5 か所の地方公共団体で実施しました。いずれの地方公共団体における取組もグリーン購入及び環境配慮契約の導入や拡大の足掛かりとなると考えており、本事例集は、他の地方公共団体がグリーン購入及び環境配慮契約に取り組む際のきっかけとなるよう、令和 5 年度において当該事業を活用いただいた地方公共団体における取組事例を取りまとめました。当該地方公共団体の皆様には、事例集の作成に御協力いただき感謝申し上げます。

地方公共団体の皆様におかれましては、本事例集を御参考にいただき、今後もグリーン購入及び環境配慮契約の取組を推進していただければ幸いです。

1. 概要

1. 1. グリーン購入の一般的な実践フローと令和5年度の実務支援の事例

グリーン購入の取組は、「調達方針策定」「実施」「実績把握・改善検討」の段階に分類されます（表1）。

本事例集では、「調達方針策定」段階の事例として、物品購入の実態を踏まえて総務課や管財契約課等による一括購入品目を中心にグリーン購入調達方針を作成した南足柄市の事例（事例1）、効率的な物品購入と調達実績の把握の仕方を検討するワークショップを合わせた職員研修会を実施して職員の意識向上を図り、調達基準に環境ラベル商品とした推進方針を作成した阿南市の事例（事例2）を掲載しています。さらに、職員がグリーン購入に対する理解を深められるように、職員向け説明資料を提案し、作成した事例（事例3）、グリーン購入の対象品目を温室効果ガス削減に効果的な品目等に見直し、停止している調達実績の把握の再開について検討を行った事例（事例4）を掲載しています。

表1 組織的なグリーン購入実践フローと令和4年度の実務支援の事例の対照表

取組段階・内容		課題（例）	解決策（例）	令和5年度の実務支援の事例
調達方針策定		現状を把握する方法が分からない	- 物品等の調達部署を確認し、調達方法や実績等を確認する - 簡易な集計の仕組みを構築し、作業の効率化を図る	【事例1】 南足柄市
		調達方針の作成方法が分からない	既に調達方針を策定している地方公共団体が作成した調達方針を参考にする	
		どの品目を対象とすればよいかわからない	既に調達方針を策定している地方公共団体の調達方針を参考に、品目ごとの判断の基準を作成する	【事例2】 阿南市
		どのようなメンバーで作成すればよいかわからない	既に調達方針を策定している地方公共団体がどのような体制で作成したかを参考にする	
		調達の手順が分からない	グリーン購入の全体のフローと注意点等を記載した手順書等を作成する	
実施		調達しようとする製品の仕様や価格等が分からない	- 品目ごとの製品リストを作成する - 製品ごとの認定制度を活用する	【事例3】 鎌倉市
		製品が判断の基準を満たしているかどうか分からない	判断の基準を具体的に解説した手引きを作成する	
		関連部署以外での調達が進まない	- 組織横断的な推進体制を構築する - 関連部署以外の調達担当者に研修を行う - 購入部署を一元化する - 調達方針以外の計画等にもグリーン購入の取組を位置づける - 標準様式や仕様書を定める	
		グリーン購入に対する意識が低い	- 職員向けの研修を行う - 啓発活動を行う	
実績把握・改善検討		どのように実績を把握すればよいかわからない	既に集計の仕組みを構築している地方公共団体の事例を参考にする	【事例4】 柏市
		グリーン購入の効果の確認方法が分からない	既に効果の確認の仕組みを構築している地方公共団体の事例を参考にする	

1. 2. 環境配慮契約の一般的な実践フローと令和5年度の実務支援の事例

環境配慮契約の取組は、「契約方針策定」「実施」「実績把握・改善検討」の段階に分類されます（表2）。

本事例集では、現状の電気供給契約を把握し、情報を整理したうえで、環境配慮契約（電気の供給契約）方針案を作成した会津若松市の事例（事例5）を掲載しています。

表2 環境配慮契約の実践フローと令和4年度の実務支援の事例の対照表

取組段階・内容	課題（例）	解決策（例）	令和5年度の実務支援の事例
契約方針策定	現状を把握するための人的余裕がない 対象案件（入札案件）がない 何の契約の種類に取り組みばよいかわからない 環境配慮契約に取り組んだ際の効果がわからない どのような体制が必要かわからない 環境配慮契約の導入に関係部署の協力が得られない 具体的な契約事務がわからない 契約方針の作成方法がわからない	- 既に環境配慮契約を実施している地方公共団体から、把握すべき情報や取組の手順等の聞き取りを行う - 関係部署（特に調達・契約部署）からの情報収集を行う - 出先機関や関係機関（例えば、学校、病院）等からの情報収集を行う - 既に環境配慮契約を実施している地方公共団体に、導入時の経過や契機、効果、体制、契約事務等の聞き取りを行う - 既に環境配慮契約を実施している地方公共団体の事務マニュアルを参考にする - 既に契約方針を策定している地方公共団体の契約方針を参考にする	【事例5】 会津若松市
実施	契約の手順がわからない 環境評価項目や裾切り基準設定がわからない 入札手続きに必要な審査体制等がわからない 要件を満たす事業者の情報が十分でない 環境配慮契約に関する意識が低い	- 環境配慮契約の全体のフローと注意点等を記載した手順書等を作成する - 国や既に環境配慮契約を実施している地方公共団体の環境評価項目や裾切り基準、審査体制等を参考にする - 既に環境配慮契約を実施している地方公共団体に情報収集の方法等の聞き取りを行う - 研修や啓発活動を行う	—
実績把握・改善検討	環境配慮契約の効果の確認方法がわからない	既に効果の確認の仕組みを構築している地方公共団体の事例を参考にする	—

2. 事例1－南足柄市（神奈川県）

2. 1. 取組概要

【南足柄市の取組のポイント】

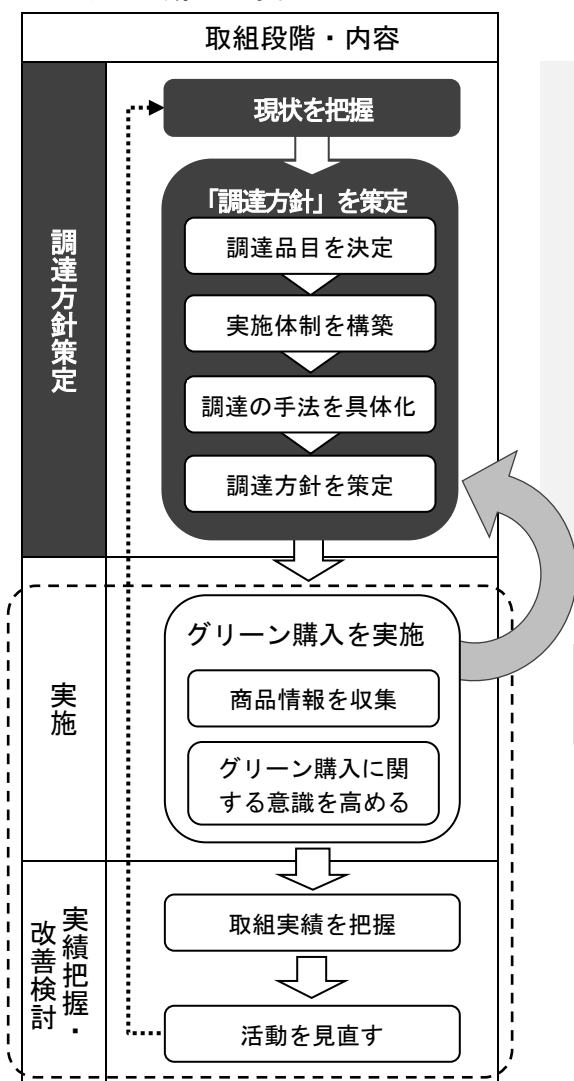
現状の物品購入の実態を踏まえ、総務課や管財契約課による一括購入品目を中心にグリーン購入調達方針を作成した事例です。南足柄市は、ゼロカーボンシティを宣言し、改定した「南足柄市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を補完する方針として調達方針を作成しました。

また、Excel ファイルを活用して、各課が調達実績を集計し、報告する書式も作成した事例です。

■グリーン購入調達方針の策定

■調達実績の集計書式の作成・集計方法の構築

<グリーン購入の事例>



南足柄市の取組は「調達方針策定」に該当します。

既存の調達品目、仕様、体制、手順を調査



- ・対象品目の特定
- ・調達基準の設定
- ・運用体制の構築
- ・運用手順の設定



調達方針の策定

グリーン購入の実施段階、実績把握段階を想定して、調達方針を作成します。

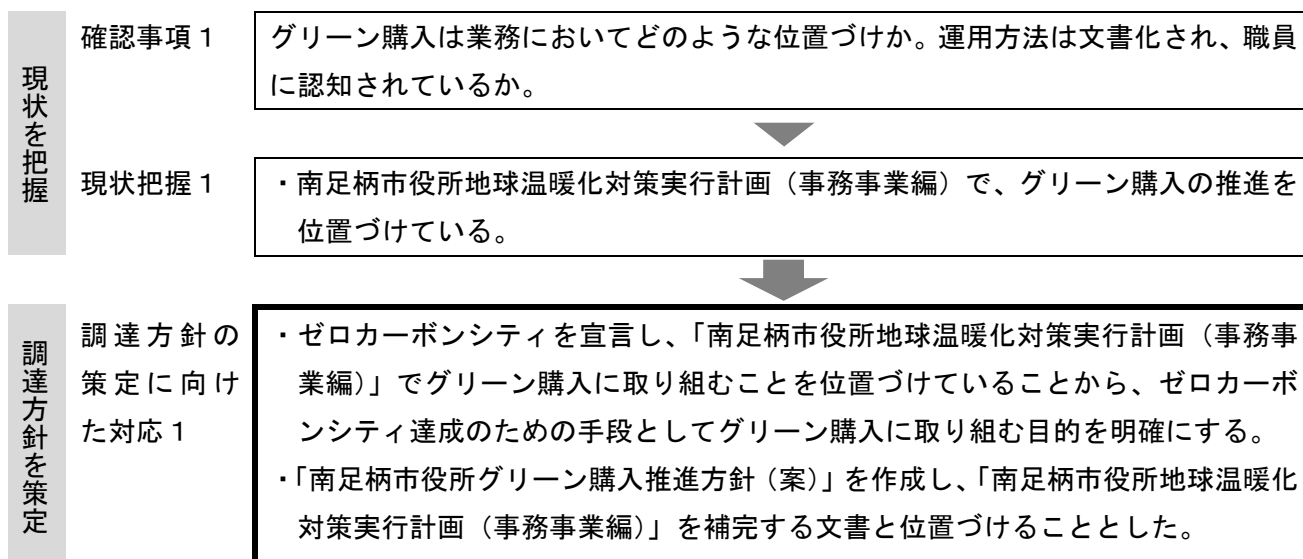
2. 2. 調達方針策定ー現状把握から、グリーン購入調達方針を策定する

南足柄市は令和4年6月に「南足柄市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、令和5年3月に「南足柄市役所地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の内容を包含した『第三次南足柄市環境基本計画』を策定しました。

令和5年度は「南足柄市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の改定を行いました。事務事業編には、従前の計画から「グリーン購入の推進」の記載があるものの、体系立てた調達方針がなく、職員の意識醸成も進んでいない課題がありました。

そのため、職員の意識醸成を図るために、初回に職員研修を実施するとともに、現状の物品購入の実態を把握し、限られた人員体制で実施でき、かつ、気候変動対策につながる対象分野や品目を検討し、調達の判断基準や把握方法等を整理し、周知徹底を図ることを目的として、調達方針を作成しました。

（1）取組の位置づけ



【取組の位置づけを把握する目的】

グリーン購入に取り組むうえで職員が理解しやすくするために、グリーン購入の取組がどのように位置づけられ、関連しているかを示すことにより、既存の計画や文書におけるグリーン購入の位置づけを確認します。

（解説）

グリーン購入は、環境配慮型製品や環境ラベル製品を購入するという行為だけでなく、その行為は地球温暖化防止や廃棄物削減、生物多様性の保全等の環境保全につながることを明確に示し、他の施策と関連した取組であることを示すことが大切です。

(2) 対象品目・調達基準

現状を把握	確認事項 2	グリーン購入の対象品目、判断基準、調達目標は妥当か。
	現状把握 2	(南足柄市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)) ・第5章 目標達成に向けた取組 「2 具体的な取組 方針4 その他の対策推進」の中で、「グリーン購入の推進」が掲げられている。 - その他の取り組みの中でも、「照明機器の購入」や「OA 機器等の購入」、「空調機器の購入」、「公用車の購入」等、グリーン購入と位置付けられる取組も盛り込まれている。 (実際の物品購入) ・コピー用紙の入札仕様書には、環境要件として総合評価値 85 以上とすることが記されている。 ・5 分野(コピー用紙、トイレトペーパー、自動車、照明、消火器)で環境ラベルや環境表示の付いた商品を購入している。
	調達方針の策定に向けた対応 2	・他の地方公共団体の調達方針の例や環境省の「地方公共団体のためのグリーン購入導入キット」、「グリーン購入の調達者の手引き」等を参考に、判断基準を分かりやすく整理した。 ・現在の購入実態や今後の購入の可能性を勘案し、グリーン購入法特定調達品目のうち、南足柄市の物品購入現状や各課の作業負担も考慮し、総務課等が一括購入する品目を中心に、19 分野を対象とした。 ・調達基準は、グリーン購入法への適合の他、環境ラベル等を用い、視覚的に判断しやすい内容に改定した。

【現在の調達物品の環境配慮仕様を把握する目的】

現状の購入物品を確認し、グリーン購入を実施できている分野があることや、グリーン購入がコストアップにならずに実践できることを理解します。グリーン購入に取り組めていないと捉えていても、気づかないうちにグリーン購入法適合製品や環境ラベル製品を購入し、実質的にグリーン購入に取り組んでいることがあります。

(解説)

地方公共団体が国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に倣い、特定調達品目や判断の基準を独自のグリーン購入調達方針に転用している場合、品目の多さや基準の細かさに対応できず、方針が形骸化することがあります。

グリーン購入の意義を再確認したうえで対象品目を絞ったり調達基準を見直したりするなど、実情に見合う方針を策定し、達成できるようになったら対象品目の拡大や調達基準の強化を目指し、段階的にグリーン購入の推進を図るという方法もあります。

(3) 物品の調達方法

現状を把握	確認事項 3	総務課や各課は、物品購入においてどのような役割を担っているか。
	現状把握 3	分野・品目ごとに、物品購入の担当課を調べたところ、文具類や作業手袋、広報紙以外の印刷発注以外は、各課においてそれぞれ購入していることが分かった。 (一括購入している分野・品目) ・総務課：コピー用紙、コピー機、プリンタ ・管財契約課：トイレトペーパー、文具類、オフィス家具、携帯電話、エアコン、温水器、照明、自動車、消火器、その他設備、公共工事、ごみ袋 ・企画課：パソコン、オフィス機器 ・防災安全課：災害備蓄用品 ・秘書広報課：広報紙 ・個別購入の物品については、カタログを参照することが多い。カタログに掲載されていない分野はインターネットで検索したり、業者に照会したりしている。 ※コピー用紙と自動車は、必要に応じ各課が個別に購入する場合もある。
調達方針を策定	調達方針の策定に向けた対応 3	・特定の課が一括購入する分野・品目は、各課が個別に購入する分野・品目よりもグリーン購入しやすい特徴がある。そこで、担当課と協議し、対象に含められるかを検討し、各課が物品を購入する場合は、グリーン購入の適否の参考となる環境ラベルを参考に、判断基準の表記を簡潔にした。 ・対象品目は、判断基準に沿って調達することとし、対象でない品目についても、可能な限り環境への負荷が小さい製品を選択するように明記した。 ・対象物品等の情報は、各メーカーの製品カタログや環境ラベル等の確認のほか、環境省ウェブサイト、グリーン購入ネットワーク「エコ商品ねっと」、エコマーク認定商品検索サイト等を参考にすることを明記した。

【物品の調達方法を把握する目的】

調達物品と担当課、調達手順を整理することは、グリーン購入の体制（関連部署の役割分担や連携）を検討する材料になります。担当者が限定される一括購入と、各部署の担当者が実施する個別購入のうち、どちらに該当するかによって、物品・サービスの購入ルールや担当者の作業が決まります。

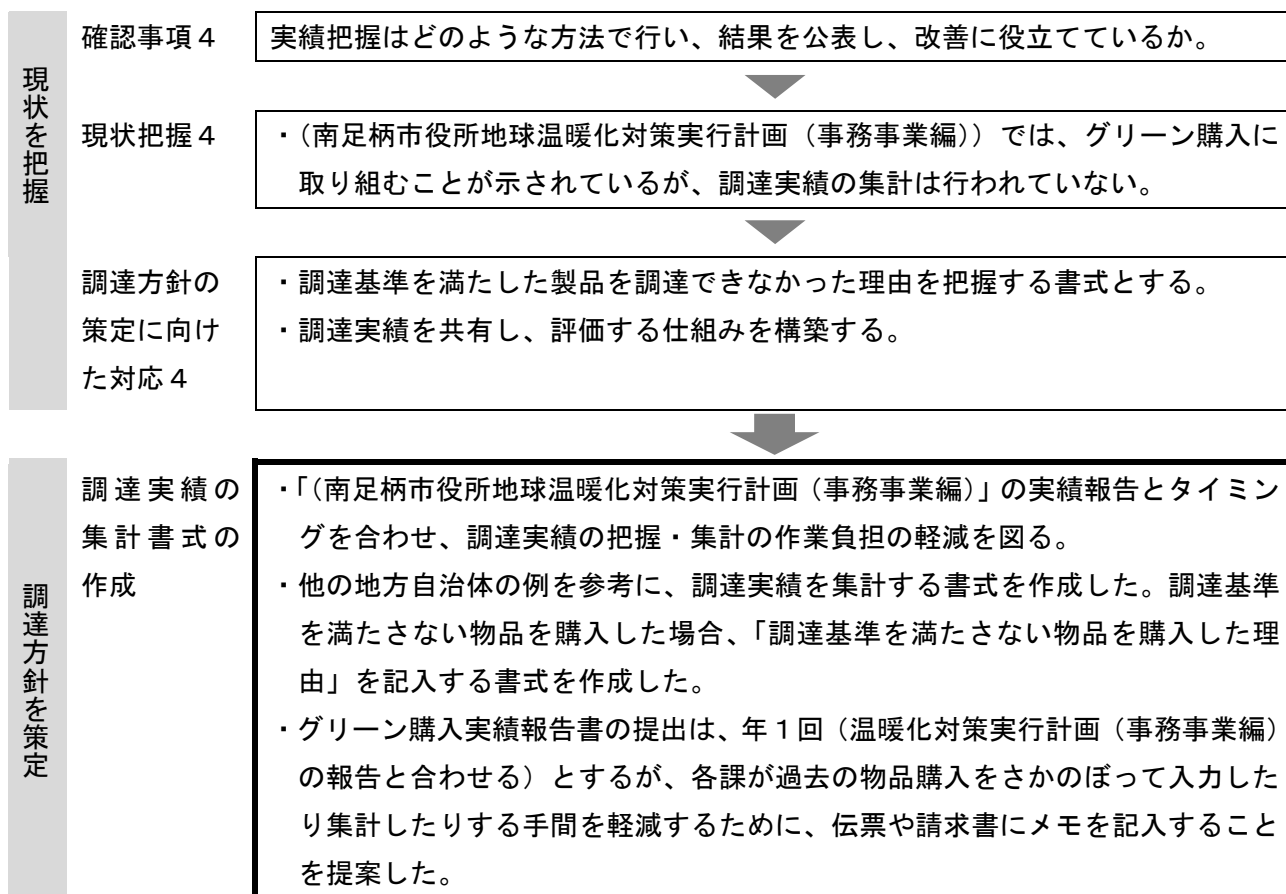
(解説)

入札により一括購入する分野・品目の場合、担当課がグリーン購入の意義を理解し、仕様書に環境要件を盛り込むことにより、グリーン購入に取り組むことができます。

各課が個別に購入する分野・品目は、製品を探したり、選定する職員の数が増えたりするため、分かりやすく、判断しやすい判断基準が求められます。

エコマークをはじめ、特定の環境ラベルが付いている製品はグリーン購入法に適合していることを理解していると、グリーン購入法の適否の判断が容易になります。物品購入の際に環境ラベルの確認を促すことは、環境配慮の意識向上にもつながります。

（４）実績把握・公開方法



【現在の実績把握・公開方法を把握する目的】

グリーン購入に取り組んだ結果の評価が行われなければ、取り組む意義や職員の意識も低下し、グリーン購入が継続的・発展的に取り組まれにくくなります。そのため、グリーン購入の調達実績や課題、うまく取り組めた工夫等を組織内で共有するとともに評価を行い、取組の改善につなげていくことが重要です。

（解説）

グリーン購入の調達実績の把握は、表計算ソフトを使用して実績を集計することが一般的です。地球温暖化対策実行計画等、実績を集計・把握する既存の仕組みの活用は、各課の作業負担の軽減につながりますが、実績のとりまとめは年１回や半期ごと等、間隔が開きます。そのため、調達実績を集計し環境部局へ報告する迄の期間に、各課で物品購入実績を記録する方法も併せた仕組みの構築が重要です。物品購入の都度、表計算ソフトに入力するルールにしたり、購入物品の伝票や納品書、支出伺書等の空欄にメモ書きをしたりするなど、実績の取りまとめ時の作業が多くならないように工夫することが大切です。

【参照した情報】

- ・ 地方公共団体のためのグリーン購入導入キット
- ・ 函館市グリーン購入ガイドライン
- ・ グリーン購入の調達者の手引き（令和５年２月版）
- ・ 内子町グリーン購入ガイドライン
- ・ 新居浜市グリーン購入ガイドライン
- ・ 石狩市グリーン購入推進方針・ガイドライン
- ・ 水俣市グリーン購入運用マニュアル

3. 事例2－阿南市（徳島県）

3. 1. 取組概要

【阿南市の取組のポイント】

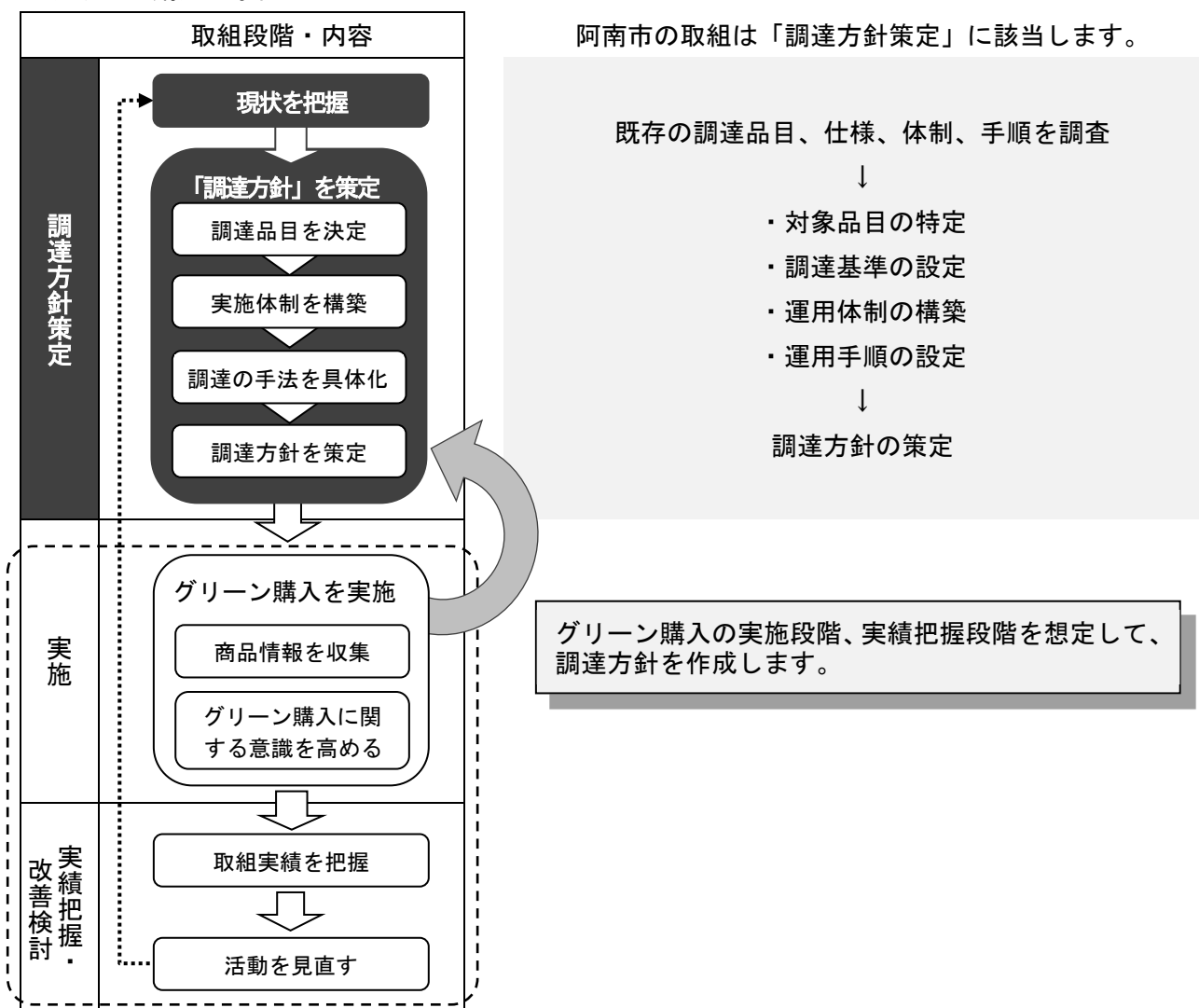
温室効果ガスの排出量を削減し、脱炭素社会の実現に寄与するため、現状の物品購入の実態を踏まえ、各課職員が意見を出し合いながら、業務負担を小さくする運用方法などを検討し阿南市グリーン調達基本方針を作成した事例です。

調達実績は、各課がExcel ファイルを活用して集計し、報告する方法を採用しています。

■グリーン購入調達方針の策定

■調達実績の集計書式の作成・集計方法の構築

<グリーン購入の事例>



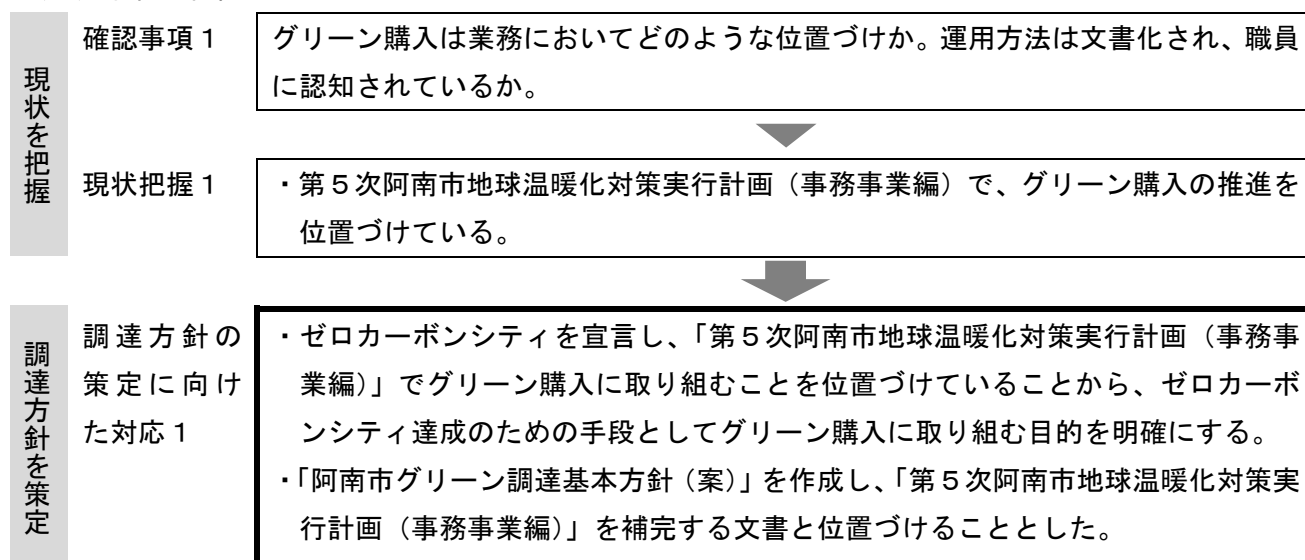
3. 2. 調達方針策定ー現状把握から、グリーン購入調達方針を策定する

阿南市は、令和5年5月に「阿南市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定し、その中での取組事項の一つとして「グリーン購入の推進」「グリーン契約の推進」を掲げています。

令和4年度に「阿南市グリーン調達基本方針（案）」を作成しましたが、庁内調整に時間を要し、正式な導入に至っていませんでした。また、他部署や担当者への周知や実際に取り組んでもらうための手引書、調達実績の把握方法が確立していない状況でした。担当部署としても必要な知識や情報なども十分になく、これらの方法を確立するどのように取り組んでいけばいいのか苦慮している状況でした。

そこで、グリーン購入を全庁的に取り組む上で、該当商品を探したり調達実績を集計したりする作業の負担感を軽減させるために、グリーン購入に取り組む意義や期待される効果を解説する講義と、効率的な物品購入と調達実績の把握の仕方を検討するワークショップを合わせた職員研修会を実施しました。さらに、現状の物品購入の実態を把握するとともに、限られた人員体制で実施でき、かつ、気候変動対策につながる対象分野や品目を検討し、調達の判断基準や把握方法等を整理し、周知徹底を図ることを目的として、調達方針を作成しました。

（1）取組の位置づけ



【取組の位置づけを把握する目的】

グリーン購入への職員の理解を深めるため、グリーン購入の取組の意義や、既存計画との関連性やグリーン購入の位置づけなどを確認します。

（解説）

グリーン購入は、環境配慮型製品や環境ラベル製品を購入するという行為だけでなく、その行為は地球温暖化防止や廃棄物削減、生物多様性の保全等の環境保全につながることを明確に示し、他の施策と関連した取組であることを示すことが大切です。

(2) 対象品目・調達基準

現状を把握	確認事項 2	グリーン購入の対象品目、判断基準、調達目標は妥当か。
	現状把握 2	(第5次阿南市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)) ・第5章 目標達成に向けた取組 「(3) 具体的な取組内容 4) グリーン購入・グリーン契約の推進」の中で、「グリーン購入の推進」が掲げられている。 そこでは、環境ラベル等を参考に製品の購入に努めることや詰め替え等の物品の購入に努めることに加え、「阿南市グリーン購入対象品目リスト」作成を検討すること等も記載されている。 (実際の物品購入) ・8分野(トイレトーパー、筆記具、パソコン、自動車、コピー機、プリンタ、照明、消火器)で環境ラベルや環境表示の付いた商品を購入している。
調達方針を策定	調達方針の策定に向けた対応 2	・他の地方公共団体の調達方針の例や環境省の「地方公共団体のためのグリーン購入導入キット」、「グリーン購入の調達者の手引き」等を参考に、判断基準を分かりやすく整理した。 ・阿南市の物品購入現状や各課の作業負担も考慮し、阿南市の予算科目「消耗品費」のうち消耗品に該当するもの及び「備品購入費」のうち公用車の購入を対象とした。 ・調達基準は、グリーン購入法への適合のほか、環境ラベル等を用い、視覚的に判断しやすい内容に改定した。

【現在の調達物品の環境配慮仕様を把握する目的】

現状の購入物品を確認し、グリーン購入を実施できている分野があることや、グリーン購入がコストアップにならずに実践できることを理解します。グリーン購入に取り組めていないと捉えていても、気づかないうちにグリーン購入法適合製品や環境ラベル製品を購入し、実質的にグリーン購入に取り組めていることがあります。

(解説)

地方公共団体が国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に倣い、特定調達品目や判断の基準を独自のグリーン購入調達方針に転用している場合、品目の多さや基準の細かさに対応できず、方針が形骸化することがあります。

グリーン購入の意義を再確認したうえで対象品目を絞ったり調達基準を見直したりするなど、実情に見合う方針を策定し、達成できるようになったら対象品目の拡大や調達基準の強化を目指し、段階的にグリーン購入の推進を図るという方法もあります。

(3) 物品の調達方法

現状を把握	確認事項 3	総務課や各課は、物品購入においてどのような役割を担っているか。
	現状把握 3	分野・品目ごとに、物品購入の担当課を調べたところ、総務課がトイレットペーパーを入札により調達しているが、それ以外の分野・品目は、各課が独自の予算で個別に調達していることが分かった。 また、地元の文具店等の小売事業者からだけでなく、文具系の通販事業者から購入するケースもあり、各課の裁量で調達されるケースが多いことが分かった。
調達方針を策定	調達方針の策定に向けた対応 3	・ 職員がグリーン購入に取り組む意義や期待される効果を学び、効率的な物品購入と調達実績の把握の仕方を検討するワークショップを合わせた職員研修会を実施し、職員の意識向上や令和6年度からグリーン購入を全庁で取り組むことの意識合わせにつなげた。 ・ グリーン購入推進方針における対象分野・品目の調達基準は、グリーン購入法適合商品や環境ラベル商品であることとし、調達基準の表記を簡潔にした。 ・ 対象物品等の情報は、各メーカーの製品カタログや環境ラベル等の確認のほか、環境省ウェブサイト、グリーン購入ネットワーク「エコ商品ねっと」、エコマーク認定商品検索サイト等を参考にすることを明記した。 ■職員向け研修会 ・ 対象：37 課 37 人 ・ 時間：2 時間 10 分 ①講演：気候変動の現状と緩和策としてのグリーン購入の意義・効果 環境カウンセラー・EA21 審査員 新納裕氏 ②阿南市ゼロカーボンシティ宣言と気候変動対策としてのグリーン購入の導入 阿南市 環境保全課 山口 課長補佐 ③グループワーク（60 分） - テーマ a. 環境配慮商品の探し方を考える - テーマ b. 調達実績の把握の仕方を考える ④質疑応答

グループワークで出された主な意見

テーマ a. 環境配慮商品の探し方を考える

- ・発注先にグリーン購入商品の提案を依頼する。
- ・発注時に参考にできるように、発注担当者の手元に、対象品目と環境ラベルの一覧表を配布する。
- ・入札仕様書の環境要件に、グリーン購入法適合や環境ラベル取得等の要件を盛り込む。
- ・職員に環境ラベルの内容を認識してもらうための定期的な研修の実施が必要。

テーマ b. 調達実績の把握の仕方を考える

- ・請求書に印をつけて集計する。
- ・各課が個別に調達するのではなく、一括で仕入れ、各課へ配布する方法に変更する。
- ・財務会計システムの摘要欄にグリーン購入したことを記載する。
- ・対象外商品（調達実績の報告の必要のないもの）を明確にする。

【物品の調達方法を把握する目的】

調達物品と担当課、調達手順を整理することは、グリーン購入の体制（関連部署の役割分担や連携）を検討する材料になります。担当者が限定される一括購入と、各部署の担当者が実施する個別購入のうち、どちらに該当するかによって、物品・サービスの購入ルールや担当者の作業が決まります。

（解説）

各課が個別に購入する分野・品目は、製品を探したり、選定する職員の数が増えたりするため、分かりやすく、判断しやすい判断基準が求められます。一方で、入札により一括購入する分野・品目の場合、担当課がグリーン購入の意義を理解し、仕様書に環境要件を盛り込むことにより、グリーン購入に取り組むことができます。

エコマークをはじめ、特定の環境ラベルが付いている製品はグリーン購入法に適合していることを理解していると、グリーン購入法の適否の判断が容易になります。環境ラベル商品を調達基準とすることで、職員の理解度も向上し、グリーン購入を促進することにつながります。

(4) 実績把握・公開方法

現状を把握	確認事項 4	実績把握はどのような方法で行い、結果を公表し、改善に役立てているか。
	現状把握 4	・(第5次阿南市地球温暖化対策実行計画(事務事業編))では、グリーン購入に取り組むことが示されているが、調達実績の集計は行われていない。
調達方針を策定	調達方針の策定に向けた対応 4	・「第5次阿南市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の実績と合わせて報告を求めることにより、調達実績の把握・集計の作業負担の軽減を図る。 ・他の地方自治体の例を参考に、表計算ソフトを活用し、調達実績を集計する書式を作成した。調達基準を満たさない物品を購入した場合、「調達基準を満たさない物品を購入した理由」をプルダウンで選択する書式を作成した。 ・グリーン購入調達実績のとりまとめの提出は、年1回(温暖化対策実行計画(事務事業編)の報告と合わせる)とするが、各課が過去の物品購入をさかのぼって入力したり集計したりする手間を軽減するために、伝票や請求書にメモを記入することを提案した。

【現在の実績把握・公開方法を把握する目的】

グリーン購入に取り組んだ結果の評価が行われなければ、取り組む意義や職員の意識も低下し、グリーン購入が継続的・発展的に取り組まれにくくなります。そのため、グリーン購入の調達実績や課題、うまく取り組めた工夫等を組織内で共有するとともに評価を行い、取組の改善につなげていくことが重要です。

(解説)

グリーン購入の調達実績の把握は、表計算ソフトを使用して実績を集計することが一般的です。地球温暖化対策実行計画等、実績を集計・把握する既存の仕組みの活用は、各課の作業負担の軽減につながりますが、実績のとりまとめは年1回や半期ごと等、間隔が開きます。そのため、調達実績を集計し環境部局へ報告する迄の期間に、各課で物品購入実績を記録する方法も併せた仕組みの構築が重要です。物品購入の都度、表計算ソフトに入力するルールにしたり、購入物品の伝票や納品書、支出伺書等の空欄にメモ書きをしたりするなど、実績の取りまとめ時の作業が多くならないように工夫することが大切です。

【参照した情報】

- ・地方公共団体のためのグリーン購入導入キット
- ・石狩市グリーン購入推進方針・ガイドライン
- ・グリーン購入の調達者の手引き(令和5年2月版)

4. 事例3－鎌倉市（神奈川県）

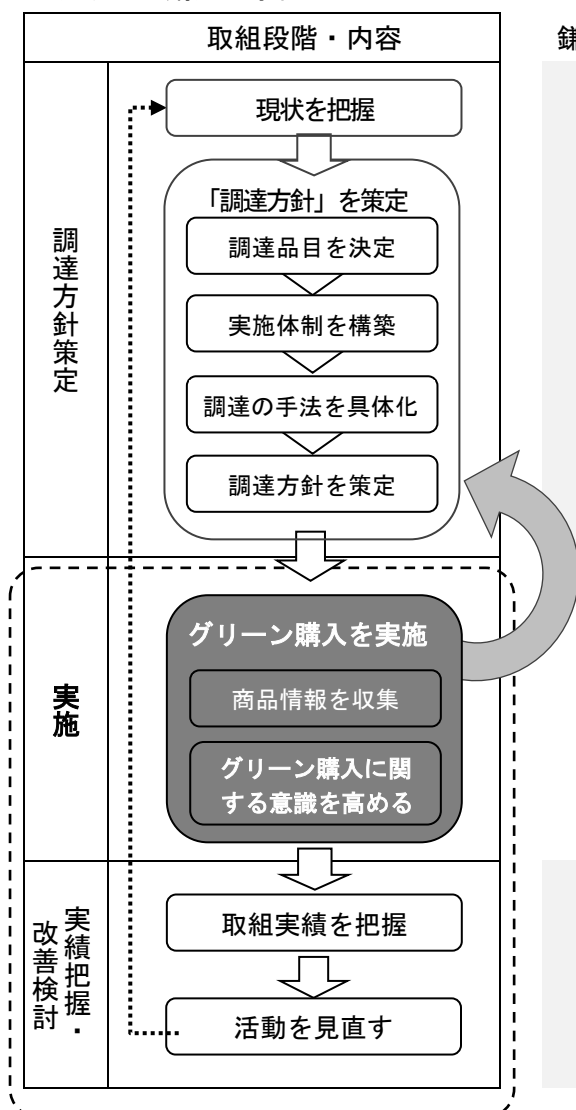
4. 1. 取組概要

【鎌倉市の取組のポイント】

グリーン購入調達方針に基づいて組織的な運用を図るための手順書を作成した事例です。毎年、グリーン購入の実績報告書を作成する際、各課の物品購入担当者より、対象品目と基準について問い合わせが増えてきています。そのため、調達する物品、サービスが方針の判断基準を満たしているかどうか判断しやすくなるように、他団体の取り組み事例を参考に手順書の作成を検討しました。

■グリーン購入の手順書の作成

<グリーン購入の事例>



鎌倉市の取組は「グリーン購入の実施」に該当します。

グリーン購入の実施段階、実績把握段階を想定して、グリーン購入手順書を作成します。

5. 2. 手順書の作成ー現状の把握から手順書（案）の検討

鎌倉市では、鎌倉市グリーン購入等基本方針を平成 14 年度に策定し、グリーン購入法の特定制達品目とその判断基準をもとにグリーン購入を実践しています。

しかし、毎年実施している実績集計の際、各課担当者より、グリーン購入法適合品の商品情報の判断に課題があり、環境省が公開している「グリーン購入法の基本方針」、「グリーン購入の調達者の手引き」などを参考としていますが、非適合品を適合品、特定制達品目の対象外の品目を報告など、物品購入時や実績の集計時に実務担当者が参考となる手順書を作成し、各課の担当者の負担軽減につなげたいという希望がありました。

そこで、他団体の取り組み事例を参考に、グリーン購入の手順書の作成を検討しました。

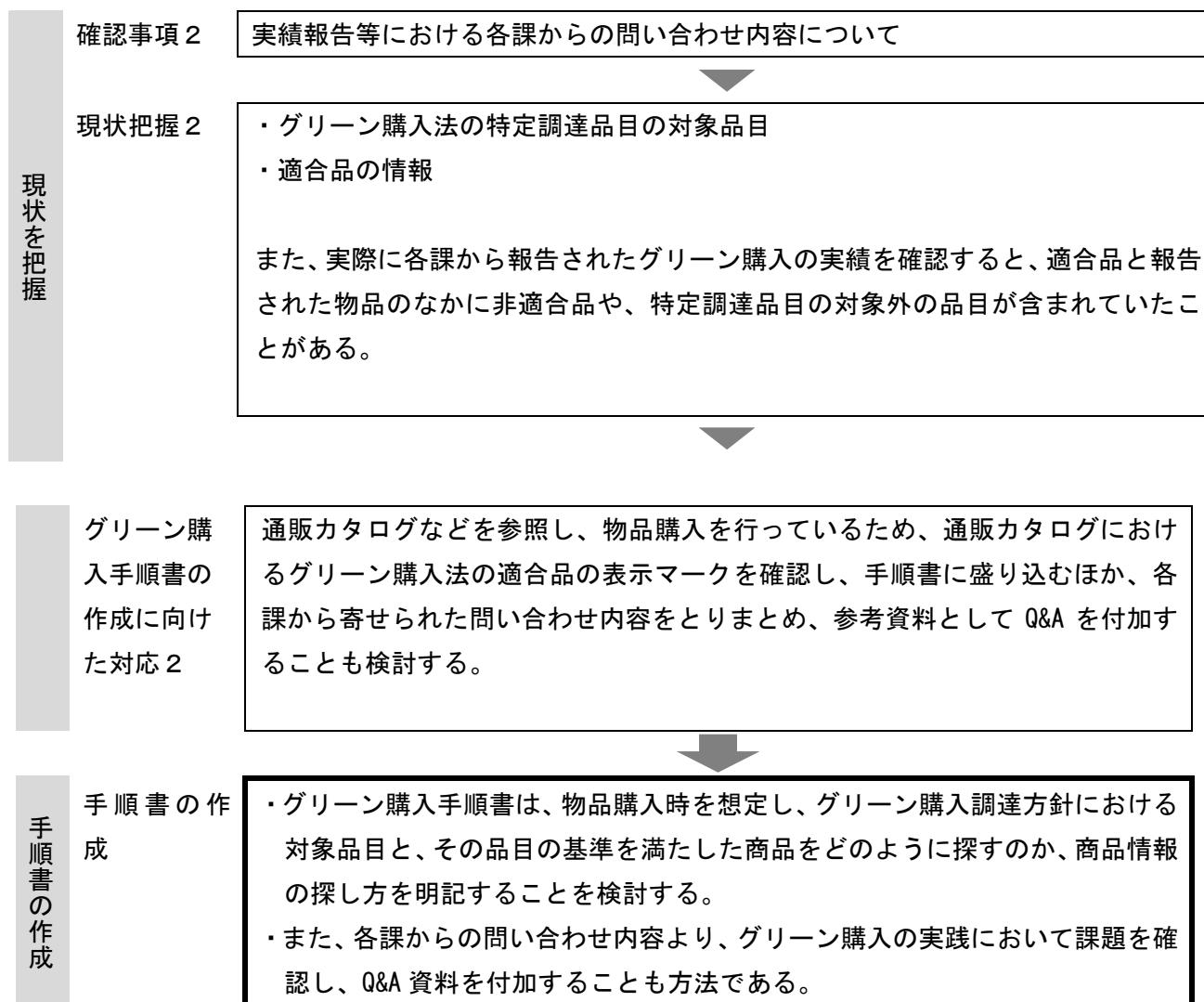
（1）取組の位置付け

現状を把握	確認事項 1	グリーン購入の業務において、どのような資料、文書を参考にしているのか。
	現状把握 1	・グリーン購入法の基本方針（環境省） ・グリーン購入の調達者の手引き（環境省） ・グリーン購入報告の手引き（鎌倉市） ・通販カタログ グリーン購入報告の手引きには、「特定制達品目」に該当しない例と適合品の確認方法（環境ラベル参照）、実績集計の報告方法が記載。 物品購入の際、通販カタログを参照し注文している。
	手順書の作成に向けた対応 1	・課題は、グリーン購入法の適合品の探し方となるため、既存資料をもとに、物品調達の進め方（フロー図）と、各課の調達担当者がグリーン購入法の適合品の探し方を明記する。

【取組の位置付けを把握する目的】

グリーン購入調達方針に基づいて取り組む上で、各課の職員はどのように取り組めばよいか、何を参照し、商品情報を収集すればよいか、確認します。

(2) グリーン購入に関する各課からの問い合わせ



【参照した情報】

- ・グリーン購入の調達者の手引き（令和 5 年 2 月版）
- ・横浜市 グリーン購入手順書

5. 事例4－柏市（千葉県）

5. 1. 取組概要

【柏市の取組のポイント】

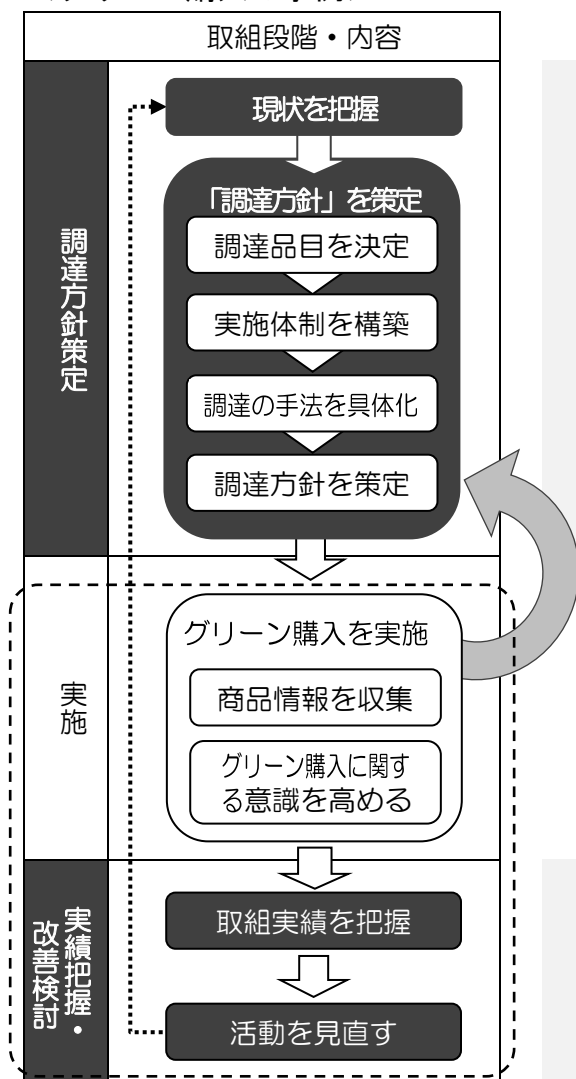
過去にグリーン購入調達方針を策定し、それ以降、グリーン購入法基本方針の改定に連動させて毎年調達方針の改定を行い、全庁で取り組んできたが、ゼロカーボンシティを達成するために、温室効果ガス削減に効果的な品目という観点から対象品目と判断の基準の見直しを行った事例です。

また、調達実績の集計・把握の再開について検討を行った事例です。

■グリーン購入調達方針の見直し

■調達実績の集計書式・集計方法の見直し

＜グリーン購入の事例＞



柏市の取組は「実施把握、改善検討」に該当します。

活動を見直した結果と現況調査



- ・現在の調達体制の把握
- ・現在の対象品目と調達基準の把握
- ・見直し結果を反映した運用体制の構築



調達方針の改定

グリーン購入の実施段階、実績把握段階を想定して、調達方針を改定します。

取組実績の把握



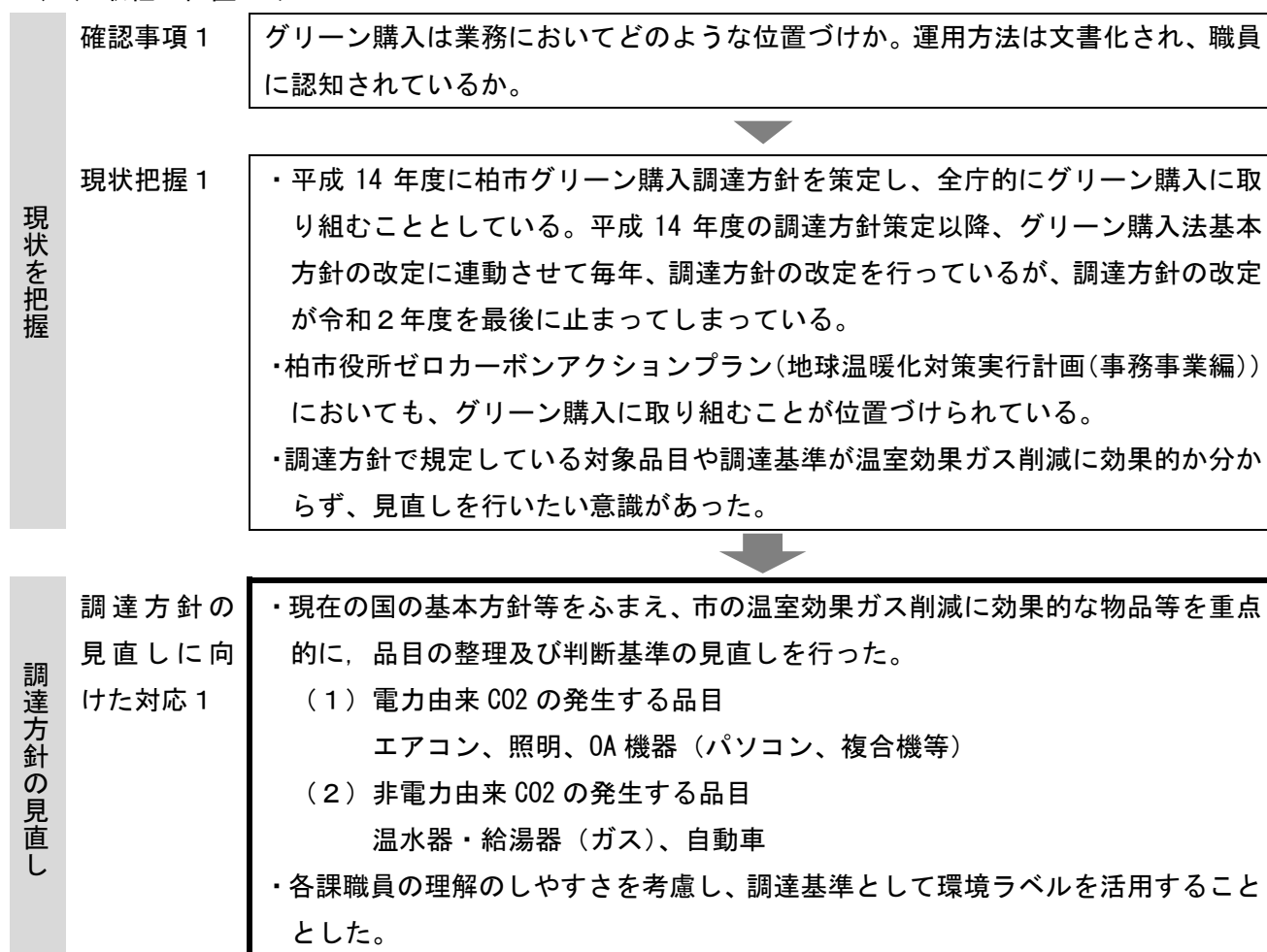
調達品目、基準の見直し

5. 2. 調達方針策定ー現状把握から、グリーン購入調達方針を策定する

柏市は平成 14 年度に「柏市グリーン購入調達方針」を策定しました。これまでグリーン購入法基本方針の改定に連動させ、調達方針の改定を毎年行い、全庁で取り組んできました。一方で、調達方針で規定している対象品目や調達基準が柏市の実状等に合致しているか分からず、効果的で分かりやすい調達基準の設定が必要であるという課題がありました。

柏市はゼロカーボンシティを宣言していることから、温室効果ガス削減に効果的な品目という観点から対象品目と判断の基準の見直しを行いました。また、調達実績の集計・把握の再開について検討を行いました。

(1) 取組の位置づけ



【取組の位置づけを把握する目的】

グリーン購入に取り組むうえで職員が理解しやすくするために、グリーン購入の取組がどのように位置づけられ、関連しているかを示すことにより、既存の計画や文書におけるグリーン購入の位置づけを確認します。

(解説)

グリーン購入は、環境配慮型製品や環境ラベル製品を購入するという行為だけでなく、その行為は地球温暖化防止や廃棄物削減、生物多様性の保全等の環境保全につながることを明確に示し、他の施策と関連した取組であることを示すことが大切です。

(2) 対象品目・調達基準

現状を把握	確認事項 2	グリーン購入の対象品目、判断基準、調達目標は妥当か。
	現状把握 2	令和2年度の「柏市グリーン購入調達方針」では、以下の分野・品目をグリーン購入の対象としていた。 1. 消耗品：コピー用紙、文具類、制服・作業服等 2. 印刷製本：報告書類、帳票類、チラシ・パンフレット類、広報紙類等 3. 特定品目：画像機器等、電子計算機等、オフィス機器等、移動電話等、家電製品、エアコンディショナー等、温水器等、照明、自動車等、消火器、インテリア・寝装寝具、その他繊維製品、災害備蓄品、公共工事、ごみ袋等 4. 特定役務：印刷機能等提供業務、飲料自動販売機設置等 5. 自動車 ・調達基準は、グリーン購入法適合商品やグリーン購入法の判断の基準の一部を抜き出した環境要件を設定していることが分かった。
	調達方針の見直しに向けた対応 2	・グリーン購入法特定調達品目と共通する分野・品目が多いことから、グリーン購入法の品目の整理の仕方に合わせることを検討した。 ・調達基準は、グリーン購入法への適合の他、環境ラベル等を用い、視覚的に判断しやすい内容に改定した。

(解説)

地方公共団体が国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に倣い、特定調達品目や判断の基準を独自のグリーン購入調達方針に転用している場合、品目の多さや基準の細かさに対応できず、方針が形骸化することがあります。

グリーン購入の意義を再確認したうえで対象品目を絞ったり調達基準を見直したりするなど、実情に見合う方針を策定し、達成できるようになったら対象品目の拡大や調達基準の強化を目指し、段階的にグリーン購入の推進を図るという方法もあります。

(3) 物品の調達方法

現状を把握	確認事項 3	総務課や各課は、物品購入においてどのような役割を担っているか。
	現状把握 3	分野・品目ごとに、物品購入の担当課を調べたところ、担当課が一括購入や仕様の指定をする品目と、各課が独自の予算で個別に購入する品目のあることが分かった。 (一括購入や仕様の指定をする品目と担当課) 行政課 (一括購入) : コピー用紙 資産管理課 (一括購入) : トイレットペーパー、照明、自動車、ゴミ袋 契約課 (仕様の指定) : 文具類 (共通物品の文具・事務用品) DX 推進課 (一括購入) : コピー機、プリンタ、パソコン 防災安全課 (一括購入) : 消火器
調達方針の見直し	調達方針の見直しに向けた対応 3	・担当課が、仕様の指定または入札により一括購入する品目については、「柏市グリーン購入調達方針」で定める調達基準の内容を、入札の仕様書に盛り込むことを徹底する。 ・各課が独自の予算で個別に購入する場合においても、調達基準として定めるグリーン購入法への適合や環境ラベル等のねらいや意味を理解し、取り組みを徹底するよう職員啓発を行う。

【物品の調達方法を把握する目的】

調達物品と担当課、調達手順を整理することは、グリーン購入の体制 (関連部署の役割分担や連携) を検討する材料になります。担当者が限定される一括購入等と、各部署の担当者が実施する個別購入のうち、どちらに該当するかによって、物品・サービスの購入ルールや担当者の作業が決まります。

(解説)

各課が個別に購入する分野・品目は、製品を探したり、選定する職員の数が増えたりするため、分かりやすく、判断しやすい判断基準が求められます。一方で、入札により一括購入する分野・品目の場合、担当課がグリーン購入の意義を理解し、仕様書に環境要件を盛り込むことにより、グリーン購入に取り組むことができます。

エコマークをはじめ、特定の環境ラベルが付いている製品はグリーン購入法に適合していることを理解していると、グリーン購入法の適否の判断が容易になります。環境ラベル商品を調達基準とすることで、職員の理解度も向上し、グリーン購入を促進することにつながります。

(4) 実績把握・公開方法

現状を把握	確認事項 4	実績把握はどのような方法で行い、結果を公表し、改善に役立てているか。
	現状把握 4	・ 調達実績の集計・報告業務の作業負担、ならびにグリーン購入の調達目標を達成できる程度にグリーン購入が浸透したとの判断から、平成 24 年度を最後に、調達実績の集計・報告業務が停止している。 ・ 調達実績の集計を行っていないため、現在、グリーン購入の調達目標を達成できているか把握できていない。 ・ 柏市が導入している財務会計システム上に、物品購入する際に、グリーン購入したことを記録できる項目があり、「グリーン／非グリーン」をプルダウンで選択できる機能があるが、調達実績の集計を行っていないため、現在は利用していない。
調達方針の見直し	調達方針の見直しに向けた対応 4	・ 担当課が一括購入する品目で、入札仕様書に環境要件を記載できれば、グリーン購入率 100%となり、集計の手間を軽減することができること、調達実績の集計・報告がなく、取組を評価するプロセスがなければ、グリーン購入を徹底する動機が薄れ、取組が停滞する可能性が高くなることを指摘。 ・ 「柏市役所ゼロカーボンアクションプラン（地球温暖化対策実行計画（事務事業編））」の実績報告とタイミングを合わせ、調達実績の把握・集計の作業負担の軽減を図ること、財務会計システム上にある、グリーン購入したことを記録できる項目・機能を活用するよう、業務フローを改善することを指摘。

【現在の実績把握・公開方法を把握する目的】

グリーン購入に取り組んだ結果の評価が行われなければ、取り組む意義や職員の意識も低下し、グリーン購入が継続的・発展的に取り組まれにくくなります。そのため、グリーン購入の調達実績や課題、うまく取り組めた工夫等を組織内で共有するとともに評価を行い、取組の改善につなげていくことが重要です。

【参照した情報】

- ・ 地方公共団体のためのグリーン購入導入キット
- ・ グリーン購入の調達者の手引き（令和 5 年 2 月版）
- ・ 新居浜市グリーン購入ガイドライン
- ・ 水俣市グリーン購入運用マニュアル
- ・ 函館市グリーン購入ガイドライン
- ・ 内子町グリーン購入ガイドライン
- ・ 石狩市グリーン購入推進方針・ガイドライン

6. 事例5－会津若松市（福島県）

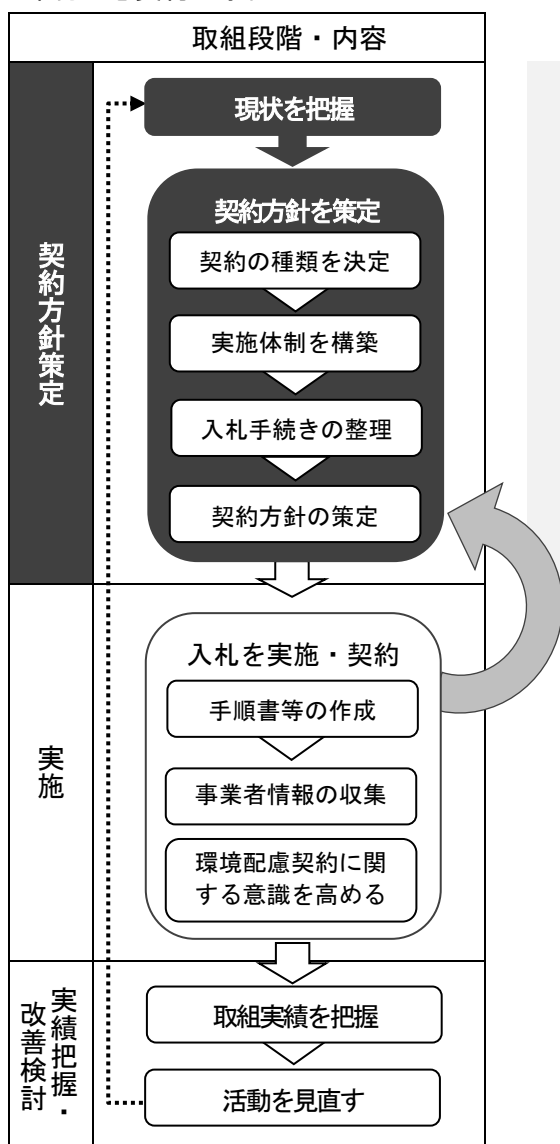
6. 1. 取組概要

【会津若松市の取組のポイント】

ゼロカーボンシティ会津若松宣言及び国の地球温暖化対策計画を踏まえて、令和4年2月に策定した「第4期地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」において、「令和12（2030）年度までに、市の調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指す」と定めているため、今後、新たに電力の調達に関する環境配慮方針を策定するための検討を行った。

■電力の調達に関する環境配慮方針の策定に向けた検討

<環境配慮契約の事例>



会津若松市の取組は「契約方針策定」に該当します。

既存の契約の種類、仕様、体制、手順を調査



- ・契約の種類の特定制
- ・契約の仕様の設定

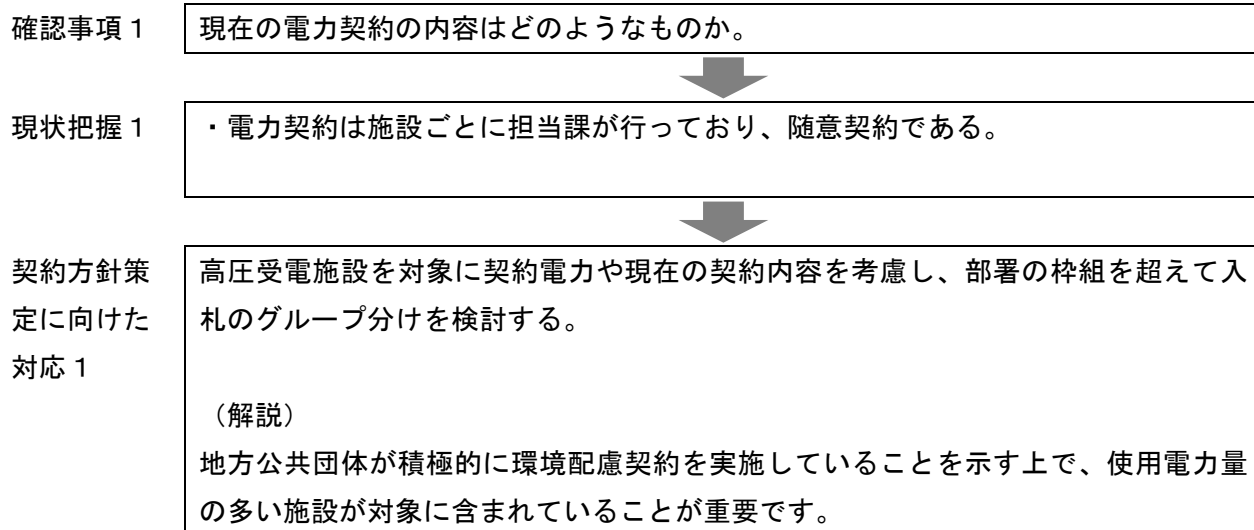
6. 2. 契約方針策定－現状を把握する

会津若松市は、ゼロカーボンシティ会津若松宣言及び国の地球温暖化対策計画を踏まえて、令和4年2月に策定した「第4期地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」において、「令和12（2030）年度までに、市の調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを旨とする」と定めている。

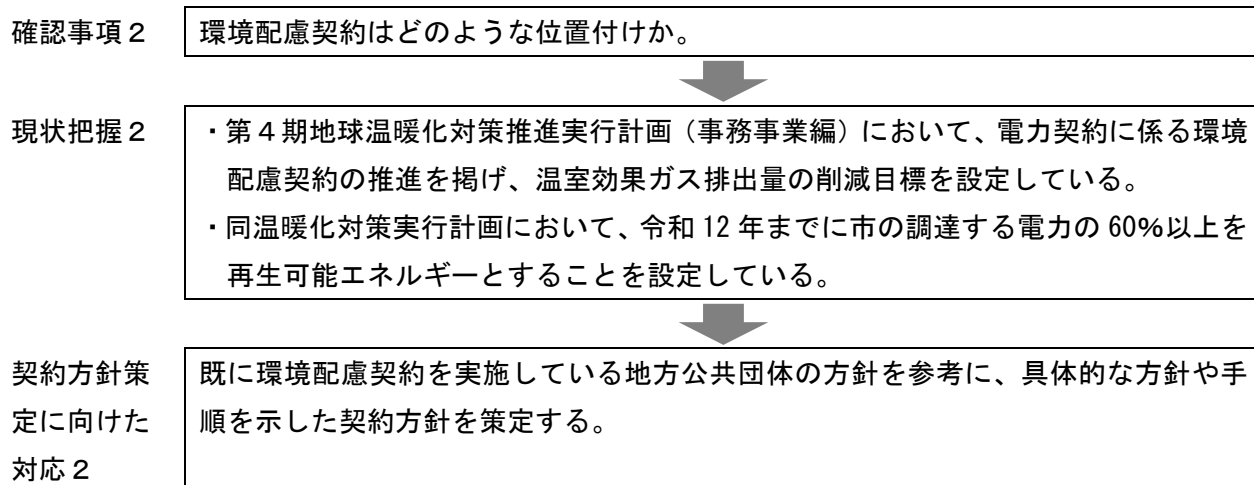
しかし、市内の電力契約にあたっては、環境価値が十分に意識されておらず、環境面の配慮事項が仕様に含まれていないことから、目標達成のため、環境配慮契約方針を策定する必要がある。

今回、令和6年度からの環境配慮契約の導入を目指すにあたり、方針策定に向けた検討を行った。

（1）現在の電力契約の種類



（2）現在の実施体制



(3) 現在の評価項目

確認事項 3 環境評価項目をどのように設定するか。また、現在の入札参加資格のある事業者でも対応が可能か。



現状把握 3

- ・ 環境配慮契約法に基づく国の基本方針をもとに評価したい。
- ・ これまでの電力契約には環境面の配慮事項を設けていないため調査が必要である。



契約方針策定に向けた対応 3

- ・ 環境評価項目と基準は環境配慮契約法に基づく国の基本方針をもとに設定する。
- ・ 方針の策定に向けて、小売電気事業者等にアンケート調査を実施し、環境要件を満たす事業者を把握することを目指す。

(解説)

環境配慮契約法に基づく国の基本方針に従い、国及び独立行政法人等における電力契約では、二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）、未利用エネルギー活用状況、再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組を環境評価項目とした環境配慮契約（裾切り方式）を実施しています。環境評価項目による得点の合計が一定以上であるとともに、二酸化炭素排出係数及び電源構成を開示していることが入札参加資格要件となります。なお、経済産業省の調べでは、約6割の電力会社が電源構成を開示しています。

(4) 現在の運用手順

確認事項 4 電力契約に係る入札はどのような手順で行っているか。



現状把握 4 担当課が入札仕様書の作成から入札審査会の実施及び入札・契約に係る事務を担当している。



契約方針策定に向けた対応 4

- ・ 一般競争入札では環境に配慮していない事業者が応札する可能性があるため、環境配慮を入札参加資格要件に盛り込む。
- ・ 現在の電力契約の実態を調査し、入札グループを検討の上、入札担当課を整理する。

【参照した情報】

- ・ 国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（環境配慮契約法に基づく国の基本方針）
- ・ つくば市電力の調達に係る環境配慮契約方針
- ・ 豊中市電力の調達に関する環境配慮方針
- ・ 吹田市電力の調達に係る環境配慮方針
- ・ 神戸市電力の調達に係る環境配慮方針